

平成 22 年 4 月 9 日

物品等供給有資格者 各位

北九州市契約室



発注規模(予定価格)による入札・契約方法の違いにご注意！

### お 知 ら せ

平素から本市契約業務への御協力をいただき、深く感謝いたしております。

さて、ご存知とは思いますが、契約室が行っている物品等供給契約は、法令等の規定により、発注規模(予定価格)に応じて入札・契約方法(入札参加方法)が異なります。

したがって、毎年、同じ品目が同じ契約方法というわけではありません。

例えば、平成 21 年度は「指名競争入札」で行った案件が、購入数量の増減等により、平成 22 年度は「一般競争入札」あるいは「見積箱制度」により実施されることがあります。

「一般競争入札」と「見積箱制度」は、市が指名するのではなく、事業者の方の意思により入札に参加していただく制度です。

入札等の案件は、市契約室ホームページの[入札等公告情報](#)又は[仕様書の検索](#)に掲載していますので、定期的にご覧いただき、参加していただきますようお願いいたします。なお、予定金額による[入札・契約制度の詳細](#)についてもホームページに掲載していますので、併せてご覧ください。

問合せ先

契約室契約課・物品契約担当

電話 582 - 2017